

【以下参考資料】

- 1 第1回部会におけるご意見等に対する考え方
- 2 国・県の計画等
- 3 社会経済情勢
- 4 取組方向総括1 ごみゼロ社会の実現
- 5 取組方向総括2 産業廃棄物の3Rの推進
- 6 取組方向総括3 廃棄物の安全・安心の確保
- 7 取組方向総括重点 重点的に取り組むべき課題
- 8 次期「三重県循環型社会形成推進計画（仮称）」における取組方向（案）
- 9 次期計画における県の役割
- 10 次期「三重県循環型社会形成推進計画（仮称）」構成イメージ
- 11 三重県廃棄物処理計画の進捗状況及びその点検・評価について（第1回部会資料抜粋）

第1回三重県環境審議会三重県廃棄物処理計画部会(書面開催)におけるご意見とその対応

参考資料1

①反映する ②検討する ③参考とする ④その他

委員	意見	対応
1 小川(和)委員	◆アフターコロナ後の新しい生活様式を踏まえた計画の策定 例えばテレワークが増え、家庭ごみは増える形(企業のごみは減る)になると思われます。よって、これを加味した計画策定(数値目標)をする事が望ましいと思われま ※三重県は元々家庭系ごみが多いとの事なので検討する価値はあると考えます。	② 生活系ごみ排出量の関連するデータを精査し、必要に応じて計画内容に反映するなど検討していきます。なお、本年3～6月の県内の生活系ごみ排出量は前年比で約1割増加している一方、事業系ごみは同程度減少しており、市町から、ごみ処理が滞っている状況下にあるとは聞いていません。
2 小川(喜)委員	廃棄物のリサイクル・適正処理をするため、市民や事業者が処理先等の情報を得やすい環境づくりが必要であると考えます。優良認定産廃処理業者の取得が進むよう、そのメリットを生かせる制度や環境づくりが必要と考えます。再生業が向上していませんが、プラスチック類の焼却による発電等についても、一つのリサイクルとして評価するほうがよいと思います。	① 廃棄物のリサイクルや適正処理に向けて、県民や事業者の皆様への情報発信は重要であると考え、また、ご意見にある優良認定産廃処理業者制度の促進についても引き続き適正処理の観点から取り組んでいく必要があると考えます。 プラスチック類のリサイクルについては、マテリアルサイクルによる資源循環を促進するとともに、焼却せざるを得ないプラスチック類等は熱回収により未利用エネルギーを活用していく必要があると考えます。
3 穴倉委員	1) 紙類の資源化量の減少量が大きいのは小売店や再生事業者の資源回収の活発化の影響というのですが、その量は把握できないでしょうか。県として市町の回収と再生事業者回収のどちらを優先に考えているのでしょうか。雑がみ回収リサイクルのように再資源化されているならどちらでもいいのかもしれませんが、データで表すなら回収量が分かれば面白いと思います。 2) ごみゼロでは2025年の最終処分量の目標を0tにしていますが、そうなりますか？ 3) 近年は傾はい傾向にある、というのが多いのですが、それはなぜなのか、どうすれば改善されるのが伝えられたらいいですね。 4) 県民及び事業者の意識に変化はあったのでしょうか。 5) 食品ロスが国民1人1日あたり約132gとありますが、2018年は約139gでしたので7g減少しているということになりますので、更に減らしましょうとお願いはいいですね。 6) プラスチックごみ問題についてもこれから重要だと思えます。レジ袋もほとんど有料化していきますので、もっと取り上げてもいいと思います。海・川は全くと言っていいくらい減りません。 7) 不法投棄問題が増えるのはなぜでしょうか。原因者への費用求償を粘り強く行っていきます。というより、もっと厳しく義務(命令)としてやって欲しいのですが。	1) 一般廃棄物の発生・排出抑制に向け、県としては、まず再生事業者による回収の実態を把握する必要があります。このため、古紙を含む民間による資源の回収については、令和2年度中に実態調査を行い、回収量を把握したうえで対応を検討していきます。 2) 目標値については、市町の状況も鑑み、今後議論を進めていきます。 3) ご意見のとおり、1人1日あたりのごみ排出量がなげ横ばいなのが原因を把握する必要があります。様々なデータを収集し、調査結果等を踏まえ対応を検討していきます。 4) 三重県産廃業者実態調査結果を近日中に取りまとめ、県民及び事業者の意識の変化についても把握していきたいと考えています。 5) 食品ロス対策については、食品廃棄物を発生させないよう取り組みとともに、未利用食品については、フードバンク団体との連携を深めていきたいと考えています。 6) プラスチック対策については、高度リサイクルや発生・排出抑制など資源循環を促進するとともに、海域にプラスチックが流出しないよう取り組みを進めたいと考えています。 7) 不法投棄等不適正処理事案に対しては厳正に対処していきたいと考えています。
5 中山委員	3Rの推進と適正処理の考え方について。 環境省においてもReduce(リデュース)に重点を置いた2Rの推進に移行している状況だが3R推進とするのか。また、国内の資源化事業が海外への輸出制限によって困難な状況により自治体は対応に苦慮している。国の資源化施策は、国内(処理)循環を基本としながらも、大半が海外輸出(売買)で成立していた現状から、いかなる状況下でも各自治体が適正に安定的に処理ができるよう手法の検討や国への働きかけについても記載すべきではないか。	② 「第4次循環型社会形成推進計画(平成30年6月策定)」において国は3R推進等により施策を実行していくとしており、資源循環の促進等により更に3Rを進めていく必要がります。また、海外への輸入制限による影響については、現在、県内の資源物処理回収の実態を調査中であり調査結果を踏まえ対応を検討していきます。
6 百瀬委員	P22の平成28年～令和2年度の数値目標に係る実績から ① 産廃については、排出量や最終処分量は増加したものの、再生利用率や管理面(電子マニフェスト・不法投棄など)は改善されている。 ② 一方、一廃特に家庭ごみが、三重県の課題であると思われる。 1人当りの排出量も多いが、資源回収や再生利用の実績が向上していない。 また、原因を調べようにも、種類別がさがされていらないので不明である。	② ご意見のとおり一般廃棄物の資源化率が向上していないことは課題であると認識しています。現在、県内の店頭回収も含めた処理資源物回収の実態を調査中であり調査結果を踏まえ対応を検討していきます。

論点2

①反映する ②検討する ③参考とする ④その他

委員	意見	①	②
小川(和)委員	◆生ごみ堆肥化の促進 HPを調べたところ、生ごみ堆肥化の補助については、各市町村で様々な状況にあります。また、コロナの影響もあり家庭菜園を嗜む人は増えている傾向があるので、生ごみ削減・食品ロス削減を促進する為に、生ごみ堆肥化の補助について県としての取組みを進めるといった事も加味しても良いかと考えます。	① 食品廃棄物については食品ロスの観点から削減を進める必要があると考えており、一般廃棄物の3R促進に向けて市町と連携し取り組んでいきます。	
小川(豊)委員	廃棄物の処理に関しては、SDGsの目標12「つくる責任、つかう責任」において多くのターゲットが設定され、ほぼ網羅されていますが、それだけに、他の目標とどういった関係があるのかや取組の優先順位を十分に考え合わせる必要があると考えます。	② 廃棄物の3R・適正処理の取組を進めることにより、SDGsの目標12「つくる責任、つかう責任」のほか、環境負荷の低減による目標13「気候変動に具体的な対策を」及び目標14「海の豊かさを守ろう」や、多様な主体との連携による目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」が関連すると考えています。 本計画の策定にあたってはSDGsの考え方を取り入れるとともに、施策の実施段階も含め優先度を踏まえ取り組んでいきます。	
片野委員	SDGsのモデル的な事例があれば分かりやすいのではないかと思います。	① 本計画において、SDGsのモデル事例をコラム等で紹介したいと考えています。	
糸倉委員	SDGsについて、もう少し詳しく説明しても良いのではないのでしょうか。 資料3については今後数値の記入もしていくのでしょうか。	② 廃棄物の3R・適正処理について、SDGsの考え方を取り入れ一層進めていくこととしており、ご意見のとおり、本計画において、SDGsの詳細な説明やSDGsの考え方を取り入れた3R・適正処理について明記していきたいと考えています。 また、計画の数値目標については、今後具体的に明示する予定です。	
花嶋委員	「資源のスマートな利用の促進、地域循環共生圏の構築」という全体を包含した目標と、いままでと同じ「ごみゼロ、産廃3R、産廃安心安全との関係がよくなりません。	② 本計画の策定にあたって、資源循環の促進等により循環型社会の形成を進めることが重要とされており、計画の取組方向はこの考え方に沿った内容にしていきたいと考えています。	
百瀬委員	ごみ問題は、SDGs12で、食品ロスや3R推進、資源循環などがターゲットに挙げられているが、その原因となるSDGs2（食糧問題・農業問題など）、SDGs11（地域社会問題）そして、その結果としてSDGs13（ごみ焼却由来のCO2排出）SDGs14（海洋プラスチック汚染）などがある。 それらを、市民や民間企業との協力で進めるべく、SDGs4（環境教育）SDGs17（パートナーシップ）で、結果としてのごみ排出ではなく、その原因解決に努めたい。	② 廃棄物の3R・適正処理の取組を進めることにより、SDGsの目標12「つくる責任、つかう責任」のほか、環境負荷の低減による目標13「気候変動に具体的な対策を」及び目標14「海の豊かさを守ろう」や、多様な主体との連携による目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」など、ご意見のとおり関連すると考えており、本計画の策定にあたってはSDGsの考え方を取り入れて検討を進めてまいります。	

論点3

①反映する ②検討する ③参考とする ④その他

委員	意見	①	②	③	④
1 小川 (和) 委員	◆指定ゴミ袋の価格 行政区によって価格差が大きいのでは正について検討していくことも一考の余地ありかと考えます。				② 一般廃棄物の処理体制については、市町とともに検討していきたいと考えています。
2 小川 (豊) 委員	プラスチック類の処理については、海外での輸入規制や国内での処理先確保等の問題があり、資源の利用以前にまず処理の逼迫に対応する必要があると考えます。例えば、燃料としての利用を促進するために「廃棄物の卒業基準」を設けたり、再利用（燃料を含む）や適正処理のための施設整備を進める対策が必要であると考えます。食品ロスについては、近年注目されているメタン発酵等のバイオマス発電等への活用が容易となるような環境整備が必要であると考えます。				② プラスチック類の3R・適正処理の促進に向けて、県が果たす役割も含め施策内容を検討していきたいと考えています。 食品ロス対策については、食品ロスが発生しない削減取組を進めることを前提として、ご意見にあるバイオマス発電等の整備については、未利用エネルギーの活用の観点から技術的課題の検討が必要と考えています。
3 片野委員	食品ロスについてフードバンク利用も考慮されてはいかがでしょうか？				① 食品ロス対策については、食品ロスが発生しない削減取組を進めることを前提として、フードバンク団体との連携も含め、生活困窮者等に未利用食品が配布できる仕組みづくりを進めていきます。 プラスチックの資源循環については、事業者と連携して取組んでいく必要があると考えており、取組内容については計画策定の中で検討を進めていきたいと考えています。
5 中山委員	資源のスマートな利用の促進、地域循環共生圏の構築。 ・プラスチックの資源循環とはどのような手法等を想定しているのか示してほしい。 ・廃棄物の廃プラ処理でさえ「自治体の施設を活用して」といわれる状況をどう捉えているのか。 ・食品（食品ロス対策含む）に関しては、農林水産省、経済産業省、消費庁の関連部署との連携強化を計画し明確に記載すべき。				② 食品ロスの削減に向けては、多様な主体のほか県内部においても関連部署との連携が必要とされており、本計画内容には関係者との連携取組についての記載を検討していきます。
6 花嶋委員	持続可能な社会をつくるために、プラスチック問題と食品ロスを取り組もうというのは、よいと思います。それぞれの課題の問題点について、もう少し包括的、長期的に持続可能性とかがわかる表現にしてはいいかがでしょうか。				② 社会的課題であるプラスチックや食品ロス問題については、廃棄物の3Rや適正処理の促進により課題解決に向けて取組んでいくこととしており、ご意見を踏まえ計画内容について検討していきます。
7 巨瀬委員	三重県を中心とした地域循環共生圏でのサーキュラーエコノミー構築を図りたい。 特に、廃棄・一廃ともに、食品リサイクルループによる農業との連携。プラスチック廃棄物をケミカルリサイクルによるアップサイクル、再資源化できない廃プラは熱回収によるエネルギー使用。また、三重県の森林再生から発生する木質バイオマス由来の、再生可能エネルギーを活用することで、CO2の発生抑制も図る。そして、ESDによる環境教育で子ども達や市民、民間企業をその推進力として育成することを進めたい。				今後、資源循環の促進や温暖化対策を含む環境負荷の低減に一層取り組んでいく必要があるとされており、施策内容について検討していきます。

全体に係るご意見

①反映する ②検討する ③参考とする ④その他

委員	意見	いただいた意見への対応
1 小林委員	<p>持続可能な開発目標SDGs 県民一人一人の小さな行動が大きな力になるのではと思います。次期「三重県廃棄物処理計画」の取組方向(次期)に向かって、これからも、より一層食改のネットワーク料理講習会・イベント啓発などを使って「ごみゼロ運動」3 Rの推進「廃棄物処理の大切さ」を啓蒙できればと思います。(平成24年に三重県環境森林部ごみゼロ推進室によって作りあげた みんなでめざそう!もったいない名人のテキストを更新していただき啓発用テキストとして活用できればと思います。)</p> <p>私たちができることは、微力ですが他団体とも協力しながら食改推進員も家庭系ごみの削減等に頑張っていきたいと思えます。</p>	<p>持続可能な循環型社会の構築に向けて様々な主体との連携が重要と考えており、パートナーシップの観点も重要視して計画策定に取り組みたいと考えています。</p>
2 酒井委員	<p>10年先を見据えた計画とのことだが、10年後は高齢化が進み、ごみ処理の効率化も問題になってくると考えられるので、検討してほしい。</p> <p>地域循環共生圏の構築は、難しいと思うがぜひ実現してもらいたい。これは廃棄物の範囲だけでなく、地域の活性化にもつながるものである。ごみについては、地方が都市のごみを受け入れている実態があるが、本来、地域で排出されたごみは、その地域で処理されるべきだと考えている。</p> <p>アフターコロナの新常態として、今後2、3年の間に社会構造が大きく変化する可能性がある。新技術の活用といったことも検討してもらいたい。</p>	<p>② 今後、高齢化や人口減少によるごみ処理の対応は課題であると考えており、市町とともに対応策の検討が必要と認識しています。また、地域循環圏については、廃棄物を資源と捉え地域で循環することにより地域の活性化につなげていくことを検討したいと考えています。</p> <p>② コロナ禍にある現在、ICT活用が急速に進んでいる状況にあり、今後、Society 5.0による超スマート社会の到来を見据え、新技術の活用による施策を検討していく必要があると考えています。</p>

国・県の計画等

国の計画等

- 環境基本計画
 - 地域循環共生圏¹の構築
- 第四次循環型社会形成推進基本計画
 - 多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化
 - ライフサイクル全体での徹底的な資源循環
 - 適正処理の更なる推進
 - 万全な災害廃棄物処理体制の構築
 - 循環分野における基盤整備
- プラスチック資源循環戦略
 - プラスチック資源循環
 - 効果的・効率的で持続可能なりサイクル
 - 再生材・バイオプラスチックの利用促進
 - 海洋プラスチック対策
- 循環経済ビジョン 2020
 - 環境と経済が統合する循環経済システムへの転換

県の計画等

- みえ県民力ビジョン・第三次行動計画
 - 協創の視点に加えて、SDGs の視点と Society 5.0 の視点を取り入れた、「三重県らしい、多様で、包容力ある持続可能な社会」の実現
- 三重県環境基本計画
 - 持続可能な社会「スマート社会・みえ」の実現(2030年度)
- 脱炭素宣言
 - 2050年までに温室効果ガスの排出実質ゼロを目指す
- みえ産業振興ビジョン
 - 「KUMINAOSHI」による新たな価値の創造
 - IoT、AI技術の活用によるものづくり産業の持続的な発展と人口減少社会における地域課題の解決

¹ 各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方。その要諦は、地域資源を再認識するとともに、それを活用すること。

社会経済情勢

世界

【地球温暖化】

○気候変動（地球温暖化）

世界の年平均気温は、1890年から約100年で0.74度上昇した。

○パリ協定

世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも2℃高い水準を十分に下回るものに抑えるとともに、1.5℃高い水準までのものに制限するための努力を継続する。

今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡（世界全体でのカーボンニュートラル）を達成することを目指す。

【廃棄物規制】

○バーゼル条約

一定の有害廃棄物の国境を越える移動等の規制

規制対象物質に「汚れたプラスチックごみ」を追加（2019年）

○アジア諸国による廃棄物の禁輸の動き

中国：廃プラスチックや廃電子機器を含む固体廃棄物の輸入を禁止

タイ：2021年には廃プラスチックを全面輸入禁止する方針

インド：2019年8月31日から廃プラスチックの全面輸入禁止 等

【資源制約】

○人口増加

世界人口は、2019年の77億人から2030年には85億人（10%増）、2050年には97億人（26%増）となることが予測されている。

○新興国の成長

サハラ以南アフリカの国々、アジアやラテンアメリカ・カリブ地域の一部の国では、生産年齢人口増加による著しい経済成長の可能性が示唆されている。

【持続可能性】

○SDGs

2015年9月「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標で、17のゴール・169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを理念としている。

特にゴール12「つくる責任 つかう責任」において、12.2で天然資源の持続可能な管理、12.3で食品ロスの減少、12.4で（化学物質や）廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅削減、12.5で廃棄物の発生を大幅削減など、廃棄物関連のターゲットが設定されている。

○海洋プラスチックごみ

海洋プラスチックによる海洋汚染は地球規模で広がっており、海洋環境だけでなく観光・漁業、沿岸

居住環境への被害が想定される。また、近年海洋中のマイクロプラスチックが生態系に及ぼす影響が懸念されている。また、2015年ドイツG7首脳宣言において海洋ごみ(とりわけプラスチック)が世界的な課題であることが確認された。さらに、2019年の大阪サミットでは、2050年まで海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにする「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」をG20の首脳が共有した。

○コロナ禍

人の移動が制限されることにより、テレワークやオンライン授業、web会議等、コミュニケーションのオンライン化等、様々な分野でデジタル化が進んでいる。

医療現場において、衛生管理のため多くの使い捨てプラスチックが使用されている。

感染拡大防止のため、各国は国境を封鎖して、ヒトやモノの移動を制限した。個人の消費が低迷し、サプライチェーンが分断され、経済活動が停滞することにより、世界的に景気が後退している。

○欧州グリーンディール

EUでは、環境政策の域を超え、事業収益をもたらす経営戦略と位置づけ、デジタル技術との融合によって循環経済を実現するとしている。

日本

【人口減少】

○東京一極集中と地方の衰退

東京圏への転入超過(24年連続)、名古屋圏、大阪圏における転出超過(7年連続)

全国で空き家が増加しており、平成25年の820万戸から平成30年の846万戸と26万戸増加しており、昭和63年から平成30年までの30年間で452万戸増加した。

○少子・高齢化

人口に占める高齢者(65歳以上)の割合 2016年 27.3% → 2019年 28.4%

合計特殊出生率 2016年 1.44 → 2019年 1.36

【環境、経済、社会】

○Society 5.0の実現に向けた第四次産業革命への対応

国の「第5期科学技術基本計画」において、「必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かく対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、生き活きと快適に暮らすことのできる社会」を超スマート社会と捉え、その実現に向けた一連の取組を「Society 5.0」としている。

「環境基本計画」や「循環経済ビジョン」においても、Society 5.0の実現を意識し、さまざまな主体が第四次産業革命に対応するよう促進することで、新しい経済システムへの転換を図るとしている。

○循環経済の構築

国の「環境基本計画」において、第四次産業革命によるイノベーションをあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済全体を「量から質へ」転換し、現在の経済社会の物質フローをライフサイクル全体で環境負荷の低減と徹底的な資源循環を行うフローへ最適化していくとしている。

「循環経済ビジョン 2020」において、ESG投資等を推進力として、環境活動としての3Rから経済活動としての循環経済へ移行をめざし、ビジョンの具体化を進めるとしている。

○ESG投資

環境(Environment)、社会(Social)、企業統治(Governance)の3つの要素であり、財務情報に加えこれら非財務情報を考慮する投資で、日本においても、2015年のパリ協定を踏まえ、ESGの資産残高は2016年から2018年の2年間で2720億米ドルから2兆米ドルと広がりを見せている。

【資源循環】

○プラスチック

バーゼル条約やアジア各国の廃プラスチックの禁輸・輸入規制により、国内における廃プラスチック処理の逼迫を踏まえ、「プラスチック資源循環戦略」の策定等をはじめとする処理体制を整備。

国の「プラスチック資源循環戦略」に掲げられた消費者のライフスタイル変革の促進の一環で、令和元年7月1日から、小売業を営む事業者を対象に、プラスチック製買物袋の有料化を義務付け。

国は、令和4年度以降に家庭用プラスチックごみの回収について、新たに「プラスチック資源」の区分を設けて回収するよう全国の市区町村に要請する方針。

○食品ロス

国連の「持続可能な開発計画(SDGs)」を踏まえ、2030年度までに家庭系食品ロス及び事業系食品ロスをそれぞれ半減する目標が定めた。また、「食品ロスの削減の推進に関する法律」を令和元年10月に施行し、都道府県に対し食品ロス削減の推進計画の策定を求めるとともに、「食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着」や「未利用食品の活用」について取り組むこととされた。

○民間の動き

使用済ペットボトルを再生し、ペットボトルへリサイクル(ボトル to ボトル)する技術や、古着を店舗で回収し、分解しチップに加工後、衣類に再生する技術による「繊維から繊維へのリサイクル」技術により、環境に配慮した製品を生産、販売。

全国清涼飲料連合会は、令和12年度までにペットボトルの原料を石油由来樹脂から全てレジンに切り替えることを表明している。

三重県

○人口減少(自然減、社会減)

自然減→少子・高齢化 2016年 6,628人 → 2018年 8,318人

社会減→転出超過 2016年 3,597人 → 2019年 6,251人

うち、15~29歳の「若者」の転出超過数 2016年 3,161人 → 2019年 3,974人

○産業構造

中小企業・小規模企業は、県内企業数の99.8%。

県内総生産の経済活動構成比(平成28年度)は、製造業が38.8%と最も大きな割合を占め、うち、自動車、電子デバイス・電気機械、石油化学の3分野は本県の製造品出荷額等の6割以上を占めており、三重県経済を牽引する主力産業となっている。

みえ産業振興ビジョンにおいて、三重県の強みであるものづくり産業を今後も持続的に発展させていくため、ICTを最大限に活用したスマート化など、第四次産業革命への適応を促進するとともに、次世代エネルギーについても、多様な主体と協力して新エネルギーの導入促進等、環境・エネルギー産業の振興にも取り組むとしている。

○産業廃棄物の排出状況

三重県における産業廃棄物の排出量は7,550千トンであり、業種別では、製造業(3,386千トン、

うち汚泥が75.2%)、建設業(1,515千トン、うちがれき類が75.0%)、電気・水道業(988千トン、うち汚泥が96.7%)の3業種で全体の95.9%を占める。なお、産業廃棄物の種類別では、汚泥(3,855千トン)、がれき類(1,164千トン)、ガラスくず等(206千トン)で全体の85.1%を占める。

○三重県庁プラスチックスマートアクション

令和元年10月1日から実施。職員によるマイバッグ・マイボトル運動の実施、会議等におけるペットボトルの提供回避等。令和2年7月からはエコバッグ・シェアリングを県庁のコンビニで実施。

○県内における動き

使用済ペットボトルを資源化する工場を津市に建設し、令和3年の稼働を目指している。

県内で発生する規格外品など、本来流通せずに廃棄されてしまう食品を地元の工場で加工し、アプリで首都圏向けに販売することにより食品ロスの削減につながる取組を進めている。

県内の市が無料通信アプリのチャットボットを活用したごみの分別・収集方法の案内サービスを開始。
等

現行計画における取組の総括：取組方向Ⅰ ごみゼロ社会の実現

ごみの発生・排出が極力抑制され、排出された不要物は、循環の質に着目し、資源やエネルギー源として地域で最大限有効活用されることをめざします。

施策1-1 発生・排出抑制の促進

施策1-2 循環的利用（リサイクル）の促進

施策1-3 未利用エネルギーの有効利用の促進

施策1-4 公正かつ効率的なごみ処理システムの構築

これまでの取組と成果

【施策1-1】

- ・市町と連携し、ごみの発生・排出抑制に向けた取組を進めたところ、1人1日あたりのごみ排出量は、平成28年度の950グラムから平成30年度の947グラムになりました。1人1日あたりのごみ排出量に大きな変化はみられない状況です。
- ・食品ロスの削減を図るため、環境イベントで規格外食品の販売（もったいない市）やメディアを活用した広報啓発、宴会の時期に食べきりを呼びかけるよう店舗に協力要請をするなど、食べきり運動や食品ロス対策セミナー等の取組を行いました。家庭系食品廃棄物量に占める食品ロスの割合は、三重県全体で29.2%であり全国平均の36.3%（ともに平成29年度、推計値）より低い状況です。
- ・ごみ減量化を促進するため、ごみゼロキャラクター「ゼロ吉」を活用し、環境学習やエコフェアなど各種イベントへの参加、ソーシャルネットワークサービス（SNS）への投稿により、3Rの普及啓発や「もったいない」意識の醸成に取り組みました。
- ・市町のごみ処理システムの効率化に向けて、市町に対し県内家庭系ごみの有料化事例（9市町）の情報提供を行いました。

【施策1-2】

- ・東京オリンピック・パラリンピックのメダルプロジェクトが平成31年3月末で終了したことを受け、引き続き、小型家電リサイクルの取組を進めるため、三重とこわか大会（第21回全国障害者スポーツ大会）の金メダルを製作する県民参加型の取組への協力依頼を行いました。
- ・一般廃棄物行政に係る情報交換と連携強化を図るため、市町を対象に一般廃棄物行政連絡会議を毎年開催し、食品ロス削減やプラスチック対策に向けた県の取組に係る情報提供等を行うなど、市町と連携しごみの発生・排出抑制に取り組みました。
- ・市町等の焼却炉から排出される溶融スラグを利用したコンクリート製品等を三重県リサイクル製品として認定し、県自ら優先的に購入・使用するとともに、広報・啓発を行い、リサイクル製品の利用拡充を図りました。

【施策1-3】

- ・市町の高効率なエネルギー回収型廃棄物処理施設の整備に伴い、国の循環型社会形成推進交付金に係る手続について指導や助言を行い、県内において整備された高効率なエネルギー回収型廃棄物処理施設は4施設（桑名広域清掃事業組合が令和元年度に整備）になりました。

【施策1-4】

・RDF焼却・発電事業については、関係市町のごみ処理が円滑に進むよう、安全で安定した運転の確保に努めました。令和元年9月の事業終了後、関係市町の一般廃棄物は民間施設等でセメント原料や発電などに利用されています。

今後の課題

【施策1-1】

・1人1日当たりのごみ排出量は近年横ばい傾向であり、更なるごみの発生・排出抑制に向けて、社会的課題となっている食品ロス対策やプラスチック対策などの取組を進める必要があります。

・家庭系食品廃棄物量に占める食品ロス量は全国と比べ低いものの、食品ロスの実態として、手と付けずに直接捨てられる食品が一定程度含まれており、これを少なくする取組として、食べ物を無駄にしない意識の醸成・定着を図り、行動につなげていくことが必要です。

・また、事業系食品ロスについても県内から50千トンが発生しており、事業系食品ロスの発生抑制や未利用食品の活用に向けて、食品ロスが発生しないような仕組みや、フードバンク活動団体を通じて生活困窮者等に未利用食品が配布できる仕組みづくりが必要です。

【施策1-2】

・小売店や再生事業者等、民間によるペットボトルや古紙類等の資源回収の実態を把握し、ごみの再資源化を促進する必要があります。

・プラスチックごみについて、国が「プラスチック資源」として回収区分を設けたことを踏まえ、プラスチック製容器包装以外のプラスチックの更なる再資源化に向け市町と連携し取組を進める必要があります。

・県の公設試験研究機関を活用し、行政課題の解決につながるような取組や企業と連携し循環的利用の研究・開発を進める必要があります。

【施策1-3】

・市町が設置するごみ焼却発電施設等のエネルギー回収型一般廃棄物処理施設の円滑な整備を図るため、引き続き、国の交付金制度を活用するなどして、高効率のエネルギー回収型ごみ処理施設の導入を促す等、ごみの持つ未利用エネルギーの有効利用を促進する必要があります。

【施策1-4】

・ポストRDFに向けて必要となる施設整備等に対して、平成30年12月に創設した県単独の補助制度（ポストRDFに向けた施設整備等補助金）による支援を進める必要があります。なお、ごみの発生・排出抑制が極力され、排出された不要物は最大限資源として有効利用されるという「ごみゼロ」の精神を受け継いでいきます。

・ごみ処理の更なる広域処理化について、平成31年3月に環境省から通知があったことから、市町の意向調査を踏まえたうえで広域化に係る考え方を整理する必要があります。

現行計画における取組の総括：取組方向Ⅱ 産業廃棄物の3Rの推進

産業廃棄物の発生・排出が極力抑制され、排出された産業廃棄物は、貴重な資源やエネルギー源として、その性状や地域の特性に応じて一層有効利用されることをめざします。

施策2-1 発生・排出抑制の推進

施策2-2 循環的利用の推進

これまでの取組と成果

【施策2-1】

- ・産業廃棄物の発生・排出が極力抑制されるよう、国の制度や県の税制を活用しながら取組を進めてきました。産業廃棄物の排出量は平成28年度の8,225千トンから平成30年度の8,365千トンと、大きな変化は見られない状況です。
- ・産業廃棄物の多量排出事業者（令和元年度600社）に対して、発生抑制、リサイクル及び適正処理に関する産業廃棄物処理計画書等の作成について、事業者自らが排出状況について把握し、次年度以降の排出抑制につながるよう指導・助言を行いました。
- ・産業廃棄物の3R促進等に向けて、排出事業者等を対象とした「3R適正処理セミナー」を毎年度開催し、3Rに関する動向や先進事例の紹介等を行いました。
- ・産業廃棄物の再資源化や減量化を促進するため、排出事業者に対して三重県産業廃棄物抑制等事業費補助金事業により財政支援（6件、支援額52,070千円、平成28年度から令和元年度実績）を行い、1,045.2トン分の産業廃棄物の発生抑制につながりました。また、産業廃棄物税条例に基づく再生施設（令和元年度88施設）の認定事務を行いました。
- ・プラスチックの循環利用を促進するため、排出事業者や活用事業者へのマッチングに向けて排出状況等の実態調査を実施し、マテリアルリサイクル2種類、ケミカルリサイクル、燃料化の4つのマッチング候補グループを選定しました（令和2年度に条件面等、マッチングに向けて協議を行う予定）。
- ・海洋プラスチック問題を契機として、令和元年10月、本県自ら「三重県庁プラスチックスマートアクション」を宣言し、レジ袋やペットボトル等のワンウェイプラスチックの削減に取り組みました。

【施策2-2】

- ・三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定リサイクル製品について、品質及び安全性の基準に基づき審査を行い令和元年度末時点で66製品（40生産者）を認定し、製品利用を促進するため県発注工事等において認定製品を購入（25億35百万円、平成28年度～令和元年度）しました。
- ・産業廃棄物の再生利用や有効利用を促進するため、県の工業研究所において、事業者との共同研究（4件）、技術支援等（9件、ともに平成28年度～令和元年度）を行いました。認定リサイクル製品登録申請支援では、廃プラスチック類を利用したプラスチック製品（1件）について県条例に基づく認定リサイクル製品につながりました。また、庁内における部局間連携により、エコフィード促進の観点から酒粕を飼料化し養豚業者とのマッチングを行い、新たな商品化につながりました。

今後の課題

【施策2-1】

- ・多量排出事業者に対する計画策定指導を通じて、更なる発生抑制等に向けた取組を促すとともに、先進的な発生抑制等の取組事例を情報提供することなどにより、排出事業者の発生抑制等を促進していくことが必要です。また、事業者への情報提供について、従来の広報啓発（3Rセミナー、産廃情報メール）を拡充していく必要があります。
- ・排出事業者は自ら産業廃棄物の発生抑制に努める必要がありますが、事業活動と廃棄物の発生・排出抑制が両立できるよう、経営者に対する意識改革や、減量化に向け事業者と研究・開発をする必要があります。また、支援制度の見直しを行い、産業廃棄物の発生抑制等について一層促進していく必要があります。
- ・プラスチックごみ対策として、排出事業者や利用事業者への情報提供や事業者どうしの連携に向けた支援を行うとともに、海洋に流出してもマイクロプラスチックにならない素材や製品の開発を支援する必要があります。また、ワンウェイプラスチック削減の取組（三重県庁プラスチックスマートアクション）を他事業所に横展開し、環境に配慮した事業活動を上げていく必要があります。
- ・事業系食品ロスの削減に向けて、製造時に生じる規格外品等が発生しないような働きかけや、未利用食品についてはフードバンク団体等を通じ確実かつ安全に必要な生活困窮者等に供給されるような取組などを進める必要があります。

【施策2-2】

- ・認定リサイクル製品の認定数は、平成17年度末の129製品をピークに年々減少傾向にあります。認定リサイクル製品の安全・安心の確保を前提としつつ、製品数の増加と利用拡大を図り、地域内での物質循環を進めていく必要があります。
- ・産業廃棄物の更なる循環的利用の促進に向け、マテリアルリサイクルやケミカルリサイクルをはじめとする高度なリサイクル技術の研究・開発を促進するとともに、地域特性を活かした地域内での資源の循環利用を進めるため、事業者との連携による取組や支援を強化する必要があります。
- ・引き続き、県の公設試験研究機関を活用しながら企業と連携した循環的利用の研究・開発を進めるとともに、事業者間の連携に向けた支援も含め、プラスチックや食品系廃棄物等の循環的利用を進めていく必要があります。

現行計画における取組の総括：取組方向Ⅲ 廃棄物の安全・安心の確保

廃棄物の適正処理や不法投棄等不適正処理対策を推進するとともに、災害廃棄物の処理体制を整備することで、環境の保全と安全・安心な暮らしが確保されることをめざします。

- 施策3-1 廃棄物の適正処理と透明性の確保
- 施策3-2 産業廃棄物の不法投棄等の未然防止と早期発見
- 施策3-3 産業廃棄物の不適正処理の是正措置の推進
- 施策3-4 災害廃棄物の処理体制の整備

これまでの取組と成果

【施策3-1】

- ・紙マニフェストを多く発行している事業者等に対し、地域機関7箇所に配置した環境技術指導員が個別訪問し、タブレット端末を用いた視覚的に理解を得やすい方法により、電子マニフェストと優良認定処理業者の活用を促した結果、電子マニフェストの活用率は平成28年度の55.5%から令和元年度には67.7%（推計値）、優良認定処理業者は平成28年度の312件から令和元年度の374件となりました。
- ・PCB廃棄物について、実態の把握のための調査を実施するとともに、高濃度PCB廃棄物の処分期限（安定器等は令和3年3月31日、変圧器・コンデンサ等は令和4年3月31日、低濃度PCB廃棄物については令和9年3月31日）が近づいていることをふまえ、できる限り早い時期の処分完了を目指し、PCB保管事業者等に対し立入検査を実施し、適正保管や処理期限内の適正処理について周知及び指導を行いました。令和元年度末におけるPCB廃棄物の適正処分率は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社豊田PCB処理事業所（変圧器、コンデンサー等）において91.8%、北九州PCB処理事業所（安定器等）において48.9%となりました。
- ・平成21年4月に施行された「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」（三重県産業廃棄物条例）について、施行後明らかになった運用上の課題や廃棄物処理法の改正等による状況の変化に対応しつつ、産業廃棄物の適正な処理をより一層確保するため当該条例を改正し、令和2年3月に公布しました。

【施策3-2】

- ・産業廃棄物にかかる違反行為に対する監視・指導を強化しており、ICT技術の導入事例として無人航空機（ドローン）による廃棄物測量システムの活用や、現場から廃棄物監視・指導に係るデータベースへのアクセスを可能にすることによりの確な指導につなげるとともに、不法投棄等不適正処理事案については、廃棄物の撤去等の改善に向けた作業に着手させました。
- ・行為者が特定できた不適正処理事案について、平成28年度から令和元年度まで改善着手率は毎年100%を達成しています。
- ・上空監視、民間警備会社への委託、民間事業者等との協定（計21事業者）、市町との連携による監視活動や「廃棄物ダイヤル110番」等による県民等からの情報提供など、様々な主体と連携して不法投棄の早期発見、早期是正に取り組んできました。
- ・毎年「不法投棄監視ウィーク」を設定し、啓発物品の配布やメディアを利用した呼びかけを行うなど、

啓発活動を行いました。

・環境省中部地方環境事務所や近隣縣市と協力し、路上において産業廃棄物の運搬等にかかる違反行為の発見・是正のほか、広報啓発の視点から、廃棄物運搬車両の運転手等に対して、廃棄物の適正処理に関する啓発活動も実施してきました。

・「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」(三重県土砂条例)の令和2年4月からの施行に伴い、関係部局と連携し対応しています。

【施策3-3】

・過去に産業廃棄物が不適正処理された4事案(四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山)について、国の財政的支援を受け、行政代執行により生活環境保全上の支障等の除去に取り組んだ結果、進捗状況は81.3%となりました。なお、四日市市内山事案については、令和2年3月31日をもって対策工事等が終了しました。

【施策3-4】

・災害廃棄物処理体制の整備について、計画策定に係る研修会の開催等の支援を行うなどにより、平成29年12月には全ての29市町において、災害廃棄物処理計画が策定されました。

・災害廃棄物処理の対応力向上や市町、民間団体等の関係機関との連携強化を図るため、県・市町・協定締結団体等を対象とした教育訓練(図上演習)を実施するとともに、机上演習、実地研修及び図上演習などのカリキュラムから構成する災害廃棄物処理スペシャリスト人材育成講座を開催(平成28年度~平成30年度)し、災害廃棄物処理に精通した人材育成にも取り組んできました。

・平成29年台風第21号、平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号により発生した災害廃棄物処理のため職員を被災地に派遣し、仮置場の運営や補助金申請等に係る支援を行い、評価されました。

・令和2年3月に近年発生した災害の対応事例等を踏まえた県災害廃棄物処理計画の改定を行いました。

今後の課題

【施策3-1】

・個別訪問や電子マニフェストシステムの操作研修会等を開催し、紙マニフェストを多く発行している事業者に対し電子マニフェストや優良認定処理業者の活用を促進するとともに、電子マニフェスト使用義務対象となる事業者に対しては、確実に電子マニフェストに移行するよう指導する必要があります。

・高濃度PCB廃棄物の処分期限が近づいていることから、引き続き、処分期限までに適正な処分がなされるよう法に基づく指導を行う必要があります。

・三重県産業廃棄物の適正処理の推進に関する条例について、令和2年10月の施行に向けて適切な運用に努めていく必要があります。

【施策3-2】

・ドローン等、これまで以上に新しい技術の活用を努めるとともに、関係団体等との連携強化等により、不適正処理事案の早期発見・早期是正を図るとともに、引き続き厳正な監視指導が必要です。

・三重県産業廃棄物条例の改正により建設系廃棄物の適正処理に係る元請業者の責務の追加に伴い、改正条例の周知等に関する研修会を開催するとともに、当該規定の実効性を担保するため、県土整備部とも連携し、解体工事現場等に対する集中パトロールを実施します。また、不法投棄事案の大半を建設系廃棄物が占める現状を鑑み、排出事業者責任を徹底させる対策が必要です。

- ・通常の監視活動では発見が困難な事案に対応するため、防災ヘリや県警ヘリによる広域的な監視（スカイパトロール）を実施するなど、引き続き間隙のない監視活動が必要です。
- ・県外の排出事業者が県内で不法投棄等不適正処理をしないよう、近隣縣市との相互協力が必要です。
- ・三重県土砂条例の円滑な運用のため、現場の状況に応じ無人航空機（ドローン）をはじめとする ICT 技術を活用するとともに、関係法令（農地法、砂利採取法等）を所管する農林水産部や県土整備部との部局間連携を強化します。

【施策 3 - 3】

- ・平成 10 年 6 月以前の不適正処理事案にかかる行政代執行については、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」に基づき実施計画を策定し、国の同意を得ることにより、財政的支援を得ているところですが、その期限は令和 4 年度末までとなっており、それまでに対策を完了するよう、着実に工事を進めていく必要があります。
- ・対策事業の実施にあたっては、引き続き地元及び関係機関と十分に調整し、工事の進捗状況や水質のモニタリング結果等を的確に情報共有する必要があります。

【施策 3 - 4】

- ・頻発している大規模水害への対応や発生が危惧されている南海トラフ地震をはじめとする大規模自然災害に備え、災害廃棄物の処理が迅速かつ円滑に行われるよう、引き続き、県・市町等の職員を対象に災害廃棄物処理に関するセミナーや研修会、図上演習を実施することにより、災害廃棄物処理に精通した人材を育成するとともに、新たな人材を確保していく必要があります。
- ・被害が広域に亘ることを想定し、市町や事業者団体等との連携により、災害廃棄物の処理体制を強化する必要があります。

現行計画における取組の総括:重点的に取り組むべき課題

基本理念の実現に向け、3つの取組方向に基づき施策を展開するにあたり、本県の現状や社会情勢を踏まえ、計画期間内に特に注力すべき5つの個別課題に目標を設定し重点的に取組を進めます。

- | | |
|-------|----------------------|
| 重点課題1 | 使用済小型電子機器等の回収 |
| 重点課題2 | 未利用エネルギーの有効活用 |
| 重点課題3 | 優良認定処理業者の育成 |
| 重点課題4 | PCB廃棄物の早期処理の推進 |
| 重点課題5 | 産業廃棄物の不法投棄の早期発見・早期対応 |

これまでの取組と成果

【重点課題1】

・廃家電に内在する貴金属やレアメタルなどの有用金属を回収しリサイクルするため、県内市町に対し使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）に基づく回収を実施するよう働きかけを行ってきました。令和元年9月現在、24市町が法に基づく回収を実施しており、対象となる小型家電の回収量は平成28年度の0.54kg/人から平成30年度の1.07kg/人となりました。（平成29年度における全国平均は0.45kg/人）

・「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」は、小型家電リサイクル法に基づき小型家電から再資源化された貴金属を用いて東京2020オリンピック・パラリンピックの入賞メダルを作成するプロジェクトであり、県の取組促進のため、県内全市町とともに参加しました（平成31年3月で終了）。

・使用済み携帯電話等からリサイクルした金を使用し、三重とこわか大会（第21回全国障害者スポーツ大会）の金メダルを製作する県民参加型の取組を実施しています（全市町参加）。5,000台の携帯電話等の回収を目標としており、令和2年4月末現在で2,443台を回収しました。回収した携帯電話等は、障がい者の社会参加促進につながるよう、分解作業を県内の福祉事業所で行う予定で、リサイクル金属を使用した金メダル製作の取組は、全国障害者スポーツ大会としては初めてとなります。

【重点課題2】

・市町における循環型社会形成推進地域計画の策定、廃棄物処理施設整備の円滑な実施や国の交付金に係る手続について指導や助言を行った結果、県内において整備された高効率なエネルギー回収型廃棄物処理施設は4施設（桑名広域清掃事業組合が令和元年度に整備）になりました。

・RDF焼却・発電事業については、関係市町のごみ処理が円滑に進むよう、安全で安定した運転の確保に努めました。令和元年9月の事業終了後、関係市町の一般廃棄物は民間の施設でセメント原料や発電などに利用されています。

【重点課題3】

・優良認定処理業者の認定及び利活用を促進するため、認定取得に必要な手続き等を分かりやすくするため、手引書を作成するとともに、関係業界団体とも連携し取組を進めた結果、平成28年度の312件から令和元年度の374件となりました。

・地域機関7箇所に配置した環境技術指導員が個別訪問を実施（令和元年度実績：1,436件）し、電子マニフェストの活用と併せて普及啓発を行いました。廃棄物処理業者のうち、優良認定許可業者は374件となり、全体の6.2%（令和元年度末）となりました。

【重点課題4】

・PCB廃棄物について、実態の把握のための調査を実施するとともに、高濃度PCB廃棄物の処分期限（安定器等は令和3年3月31日、変圧器・コンデンサ等は令和4年3月31日、低濃度PCB廃棄物については令和9年3月31日）が近づいていることをふまえ、できる限り早い時期の処分完了を目指し、PCB保管事業者等に対し立入検査を実施し、適正保管や処理期限内の適正処理について周知及び指導を行いました。

・令和元年度末におけるPCB廃棄物の適正処分率は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社豊田PCB処理事業所において91.8%、北九州PCB処理事業所において48.9%となりました。

【重点課題5】

・産業廃棄物にかかる違反行為に対する監視・指導を強化しており、ICT技術の導入事例として無人航空機（ドローン）による廃棄物測量システムの活用や、現場から廃棄物監視・指導に係るデータベースへのアクセスを可能にすることによりの確な指導につなげるとともに、不法投棄等不適正処理事案については、廃棄物の撤去等の改善に向けた作業に着手させました。なお、不法投棄については、建設系廃棄物の割合が高い傾向にあります。

・行為者が特定できた不適正処理事案について、平成28年度から令和元年度まで改善着手率は毎年100%を達成しています。

・上空監視、民間警備会社への委託、民間事業者等との協定（計21事業者）、市町との連携による監視活動や「廃棄物ダイヤル110番」等による県民等からの情報提供など、様々な主体と連携して不法投棄の早期発見、早期是正に取り組んできました。

・毎年「不法投棄監視ウィーク」を設定し、啓発物品の配布やメディアを利用した呼びかけを行うなど、啓発活動を行いました。

・環境省中部地方環境事務所や近隣縣市と協力し、路上において産業廃棄物の運搬等にかかる違反行為の発見・是正のほか、広報啓発の視点から、廃棄物運搬車両の運転手等に対して、廃棄物の適正処理に関する啓発活動も実施してきました。

・「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」（三重県土砂条例）の令和2年4月からの施行に伴い、関係部局と連携し対応しています。

今後の課題

【重点課題1】

・法に基づく小型家電の回収を実施していない市町があるため、県内全市町が実施するよう引き続き働きかけを行い、回収を促進する必要があります。

【重点課題2】

・市町が設置するごみ焼却発電施設等のエネルギー回収型一般廃棄物処理施設の円滑な整備を図るため、引き続き、国の交付金制度を活用するなどして、高効率のエネルギー回収型ごみ処理施設の導入を促す等、ごみの持つ未利用エネルギーの有効利用を促進する必要があります。

【重点課題3】

- ・優良認定処理業者については、処理業者が優良認定を取得するだけでなく、認定を受けた処理業者が排出事業者を活用される必要があることから、個別訪問やセミナー等の機会を利用し、周知を行うなど、排出事業者に対する働きかけが必要です。
- ・より多くの産業廃棄物処理業者が優良認定を取得するよう、引き続き排出事業者に対する働きかけを行うとともに、安全・安心の確保のため優良認定を受けた産業廃棄物処理業者に対する定期的な確認が必要です。

【重点課題4】

- ・高濃度PCBの処分期限（安定器等は令和3年3月31日、変圧器・コンデンサ等は令和4年3月31日）が近づいていることから、処分期限までに適正な処分がなされるよう法に基づく指導を行う必要があります。

【重点課題5】

- ・ドローン等、これまで以上に新しい技術の活用にも努めるとともに、関係団体等との連携強化等により、不適正処理事案の早期発見・早期是正を図るとともに、引き続き厳正な監視指導が必要です。
- ・三重県産業廃棄物条例の改正により建設系廃棄物の適正処理に係る元請業者の責務の追加に伴い、改正条例の周知等に関する研修会を開催するとともに、当該規定の実効性を担保するため、県土整備部とも連携し、解体工事現場等に対する集中パトロールを実施します。また、不法投棄事案の大半を建設系廃棄物が占める現状を鑑み、排出事業者責任を徹底させる対策が必要です。
- ・通常の監視活動では発見が困難な事案に対応するため、防災ヘリや県警ヘリによる広域的な監視（スカイパトロール）を実施するなど、引き続き間隙のない監視活動が必要です。
- ・県外の排出事業者が県内で不法投棄等不適正処理をしないよう、近隣縣市との相互協力が必要です。
- ・三重県土砂条例の円滑な運用のため、現場の状況に応じ無人航空機（ドローン）をはじめとするICT技術を活用するとともに、関係法令（農地法、砂利採取法等）を所管する農林水産部や県土整備部との部局間連携を強化します。

参考資料8

次期「三重県循環型社会形成推進計画(仮称)」における取組方向(案)

現行「三重県廃棄物処理計画」	
1	1-1 発生・排出抑制の促進
	1-2 循環的利用(リサイクル)の促進
	1-3 未利用エネルギーの有効利用の促進
	1-4 公正かつ効率的なごみ処理システムの構築
2	2-1 発生・排出抑制の推進
	2-2 循環的利用の推進
3	3-1 廃棄物の適正処理と透明性の確保
	3-2 産業廃棄物の不法投棄等の未然防止と早期発見
	3-3 産業廃棄物の不適正処理の是正措置の推進
	3-4 災害廃棄物の処理体制の整備
重点的に取り組むべき課題	1 使用済小型電子機器等の回収
	2 未利用エネルギーの有効活用
	3 優良認定処理業者の育成
	4 PCB廃棄物の早期処理の推進
	5 産業廃棄物の不法投棄の早期発見・早期対応



次期「三重県循環型社会形成推進計画(仮称)」	
1	1-1 事業者との連携の推進
	1-2 市町との連携の推進
	1-3 地域との連携の推進
2	2-1 循環産業の育成・支援
	2-2 リサイクルの高度化の推進
	2-3 資源の循環的利用と効果的なマーケティング
3	3-1 廃棄物の適正処理と透明性の確保
	3-2 産業廃棄物の不法投棄等の未然防止と早期発見
	3-3 産業廃棄物の不適正処理の是正措置の推進
4	3-4 災害廃棄物の処理体制の整備
	4-1 プラスチック対策の推進
	4-2 食品ロス対策の推進
	4-3 資源循環・未利用エネルギーの活用による地域活性化
5	5-1 人材の育成・確保と環境教育
	5-2 スマートなシステムの基盤整備と情報発信

廃棄物処理法に定める各主体の責務

国民の責務（廃棄物処理法第2条の4）

- 廃棄物の排出抑制
- 再生品の使用等による廃棄物の再生利用
- 廃棄物の分別排出、自ら処分



廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策に協力

事業者の責務（廃棄物処理法第3条）

- 事業活動に伴い生じた廃棄物（一般廃棄物、産業廃棄物）
 - ・ 適正な自己処理
 - ・ 再生利用等による減量努力
- 物の製造、加工、販売等に際し、製品、容器等が廃棄物となった場合
 - ・ 処理困難性の自己評価
 - ・ 適正な処理方法の情報提供
 - ・ 適正処理が困難にならないような製品、容器等の開発
- 廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策に協力

国及び地方公共団体の責務（廃棄物処理法第4条）

市町村

- ・ 一般廃棄物の減量に関する住民の自主的活動の促進
- ・ 一般廃棄物の適正処理に必要な措置
- ・ 一般廃棄物処理施設の能率的な運営



一般廃棄物処理に係る技術的援助

都道府県

- ・ 区域内の産業廃棄物の状況把握
- ・ 産業廃棄物の適正処理に必要な措置



技術的及び財政的援助、広域的調整

国

- ・ 廃棄物の情報収集、整理、活用
- ・ 廃棄物処理の技術開発

技術的及び財政的援助、広域的調整



